

令和2年6月18日
(第4回定例会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町税条例等の一部改正について	-----	1～ 13
議案第 2 号	美瑛町都市計画税条例の一部改正について	-----	14～ 15
議案第 3 号	美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	-----	16
議案第 4 号	美瑛町手数料徴収条例の一部改正について	-----	17～ 19
議案第 5 号	美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	20～ 21
議案第 6 号	美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	22～ 23
議案第 7 号	美瑛町へき地保育所条例の一部改正について	-----	24
議案第 8 号	美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	-----	25
議案第 9 号	専決処分について	-----	26～ 32
議案第 10 号	専決処分について	-----	33～ 39
議案第 11 号	令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算（第 4 号）について	-----	40～ 53
議案第 12 号	令和 2 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）について	-----	54～ 59
議案第 13 号	令和 2 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	-----	60～ 65
議案第 14 号	令和 2 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	-----	66～ 67
議案第 15 号	令和 2 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 1 号）について	-----	68～ 69
議案第 16 号	農業委員会委員の任命について	-----	70～ 71
議案第 17 号	農業委員会委員の任命について	-----	70～ 71

議案第18号	農業委員会委員の任命について	-----	70～ 71
議案第19号	農業委員会委員の任命について	-----	70～ 71
議案第20号	農業委員会委員の任命について	-----	70～ 71
議案第21号	農業委員会委員の任命について	-----	70～ 71
議案第22号	農業委員会委員の任命について	-----	70～ 71
議案第23号	農業委員会委員の任命について	-----	70～ 71
議案第24号	農業委員会委員の任命について	-----	70～ 71
議案第25号	農業委員会委員の任命について	-----	70～ 71
議案第26号	農業委員会委員の任命について	-----	70～ 71
議案第27号	農業委員会委員の任命について	-----	70～ 71
議案第28号	農業委員会委員の任命について	-----	70～ 71
議案第29号	農業委員会委員の任命について	-----	70～ 71
議案第30号	農業委員会委員の任命について	-----	70～ 71
議案第31号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更 について	-----	72～ 76
議案第32号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更 について	-----	77～ 80
議案第33号	請負契約の締結について	-----	81
報告第 1号	令和元年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計 算書について	-----	82～ 83
報告第 2号	美瑛町土地開発公社の経営状況について	-----	84～ 89
報告第 3号	有限会社美瑛物産公社の経営状況について	-----	90～ 95
報告第 4号	一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況 について	-----	96～100
報告第 5号	一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経 営状況について	-----	101～107

議案第1号

美瑛町税条例等の一部改正について

美瑛町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町税条例等の一部を改正する条例

(美瑛町税条例の一部改正)

第1条 美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段とし

て次のように加える。

この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

（1） 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関

係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に

規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、「（当該加算した割合が」の次に「年7.3パーセントの割合を超える場合には、」を加え、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2を次のように改める。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

4 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。

5 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

- 9 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 10 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 15 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 18 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 19 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 20 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第41項に規定する機械装置等を含む。）とする。

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

26 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第12条及び附則第13条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条に見出しとして「（特別土地保有税の課税の特例）」を付し、同条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 美瑛町税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第24項中「をいう」の次に「。第27項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

27 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物を含む。）とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）

第23条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第3条 美瑛町税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和16年度」とする。

第4条 美瑛町税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中

「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間、又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第

3 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 3 2 1 条の 8 第 2 3 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 3 5 項」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 1 0 項中「第 3 2 1 条の 8 第 4 2 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 5 2 項」に、「同条第 4 2 項」を「同条第 5 2 項」に、「第 1 2 項」を「第 1 1 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 1 1 項を同条第 1 0 項とし、同条第 1 2 項中「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 1 3 項中「第 1 0 項」を「第 9 項」に、「第 7 5 条の 4 第 2 項」を「第 7 5 条の 5 第 2 項」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 4 項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 5 項中「第 1 3 項」を「第 1 2 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 6 項中「第 1 3 項前段」を「第 1 2 項前段」に、「第 3 2 1 条の 8 第 5 1 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 1 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 5 項とし、同条第 1 7 項中「第 1 3 項後段」を「第 1 2 項後段」に、「第 1 5 項」を「第 1 4 項」に、「第 7 5 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 8 1 条の 2 4 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 7 5 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 6 項とする。

第 5 0 条第 2 項中「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に、「同条第 2 3 項」を「同条第 3 5 項」に、「、第 2 項又は第 4 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に改め、「（同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 1 2 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。）」を削り、同条第 4 項中「、第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に改める。

第 5 2 条第 4 項から第 6 項までを削る。

第 9 4 条第 2 項ただし書中「0.7 グラム」を「1 グラム」に、「0.7 本」を「1 本」に改める。

附則第 3 条の 2 第 2 項中「及び第 4 項」を削る。

(美瑛町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 美瑛町税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、美瑛町税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第2項第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第2項第5号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中美瑛町税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中美瑛町税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに第3条の規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日

(3) 第4条中美瑛町税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第4条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

2 第1条の規定（前項第1号及び第2号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の美瑛町税条例の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の美瑛町税条例（以下「新条例」とい

う。) 附則第3条の2の規定は、前条第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(町民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。))又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げるものに係るものを除く。)」とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、適用日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、適用日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第1項第4号に掲げる規定による改正後の美瑛町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法

等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和４０年法律第３４号。以下この条において「４年旧法人税法」という。）第２条第１２号の７に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（４年旧法人税法第１５条の２第１項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が４号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の町民税について適用する。

- 2 ４号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が４号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の町民税及び４号施行日前に開始した連結事業年度（４年旧法人税法第１５条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が４号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第５条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和２年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第５４条第４項の規定は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和２年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第５４条第５項の規定は、令和３年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第７４条の３の規定は、適用日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項及び第７項において「旧法」という。）附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成３０年４月１日から令和２年３月３１日までの間に新たに取得された

旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る町たばこ税については、なお従前の例による。

議案第2号

美瑛町都市計画税条例の一部改正について

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 美瑛町都市計画税条例（昭和47年美瑛町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第7項から第12項までの規定中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第14項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第

第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで若しくは第 48 項から第 50 項まで」を「から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項」に、「又は第 15 条の 3」を「、第 15 条の 3 又は第 61 条」に、「第 34 項」を「第 33 項」に、「又は法」を「又は」に改め、「第 15 条の 3 まで」の次に「若しくは第 61 条」を加える。

第 2 条 美瑛町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 14 項中「第 61 条」を「第 63 条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の美瑛町都市計画税条例（附則第 4 項において「新条例」という。）の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 40 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 新条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第〇〇号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 15 項の規定の適用については、同項中「、第 47 項若しくは第 48 項」とあるのは、「若しくは第 47 項」とする。

議案第 3 号

美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 8 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

美瑛町固定資産評価審査委員会条例（昭和 4 5 年美瑛町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

美瑛町手数料徴収条例の一部改正について

美瑛町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町手数料徴収条例の一部を改正する条例

美瑛町手数料徴収条例（平成12年美瑛町条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表の15の項を削り、16の項を15の項とし、17の項から32の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の33の項中「52,900円」を「49,000円」に、「99,500円」を「96,000円」に、「146,200円」を「140,000円」に、「192,800円」を「190,000円」に、「239,400円」を「240,000円」に、「335,200円」を「330,000円」に、「76,200円」を「72,000円」に、「136,800円」を「130,000円」に、「220,800円」を「220,000円」に、「295,400円」を「290,000円」に、「521,800円」を「520,000円」に、「216,100円」を「210,000円」に、「286,000円」を「280,000円」に、「425,900円」を「420,000円」に、「556,500円」を「550,000円」に、「715,000円」を「710,000円」に、「950,700円」を「940,000円」に改め、同項を32の項とし、同表の34の項中「950,700円」を「940,000円」に、「1,600円」を「1,200円」に、「3,000円」を「2,600円」に、「5,300円」を「4,900

円」に、「10,000円」を「9,600円」に、「14,600円」を
「14,000円」に、「19,300円」を「19,000円」に、
「23,900円」を「24,000円」に、「33,500円」を
「33,000円」に、「2,000円」を「1,700円」に、
「3,900円」を「3,500円」に、「7,600円」を「7,200
円」に、「13,700円」を「13,000円」に、「22,100円」を
「22,000円」に、「29,500円」を「29,000円」に、
「52,200円」を「52,000円」に、「21,600円」を
「21,000円」に、「28,600円」を「28,000円」に、
「42,600円」を「42,000円」に、「55,600円」を
「55,000円」に、「71,500円」を「71,000円」に、
「95,100円」を「94,000円」に、「13,000円」を
「11,000円」に、「27,000円」を「25,000円」に、
「50,300円」を「48,000円」に、「97,000円」を
「94,000円」に、「143,600円」を「140,000円」に、
「190,200円」を「190,000円」に、「236,800円」を
「230,000円」に、「330,100円」を「330,000円」に、
「17,700円」を「15,000円」に、「36,300円」を
「34,000円」に、「73,600円」を「71,000円」に、
「134,300円」を「130,000円」に、「218,200円」を
「220,000円」に、「292,800円」を「290,000円」に、
「367,400円」を「360,000円」に、「516,600円」を
「510,000円」に、「213,500円」を「210,000円」に、
「283,500円」を「280,000円」に、「423,300円」を
「420,000円」に、「553,900円」を「550,000円」に、
「712,400円」を「710,000円」に、「945,600円」を
「940,000円」に、「11,900円」を「11,000円」に改め、
同項を33の項とし、同表の35の項中「52,700円」を「50,000
円」に改め、同項を34の項とし、同表の36の項中「31,700円」を
「29,000円」に改め、同項を35の項とし、同表の37の項中

「18,700円」を「19,000円」に改め、同項を36の項とし、38の項を37の項とし、同表の39の項中「4,660円」を「4,700円」に改め、同項を38の項とし、40の項を39の項とし、41の項を40の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和元年美瑛町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項を次のように改める。

4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」を「前項（第2号に係る部分に限る。）」に改め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年美瑛町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を次のように改める。

4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」を「前項（第2号に該当する場合に限る。）」に改める。

第23条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第1項第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

美瑛町へき地保育所条例の一部改正について

美瑛町へき地保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町へき地保育所条例の一部を改正する条例

美瑛町へき地保育所条例（昭和43年美瑛町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表美瑛町立美馬牛へき地保育所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 8 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 7 年美瑛町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

専決処分について

令和2年度の美瑛町一般会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和2年5月15日

令和2年度 美瑛町一般会計補正予算（第3号）について

令和2年度美瑛町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,615,400千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月15日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰越金		36,273	35,100	71,373
	1 繰越金	36,273	35,100	71,373
歳 入 合 計		10,580,300	35,100	10,615,400

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		1,068,885	35,100	1,103,985
	4 都市計画費	396,428	35,100	431,528
歳 出 合 計		10,580,300	35,100	10,615,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰越金	36,273	35,100	71,373
	1	繰越金	36,273	35,100	71,373
		1 繰越金	36,273	35,100	71,373

節		説 明
区 分	金 額	
1	繰越金	35,100
		1 前年度繰越金

(一般会計)

(歳出)

(単位：千円)

8	4	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			土 木 費	1,068,885	35,100	1,103,985		35,100
			都市計画費	396,428	35,100	431,528		35,100
			公共下水道費	195,869	35,100	230,969		35,100

(一般会計)

節		説 明	
区 分	金 額		
27	繰 出 金	35,100	1 安全・安心なまちづくり (1) 公共下水道事業特別会計繰出金 27 繰出金
			35,100 35,100 (35,100)

議案第10号

専決処分について

令和2年度の美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

専決処分日 令和2年5月15日

令和2年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

令和2年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ337,823千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月15日 専決

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		195,869	35,100	230,969
	1 繰入金	195,869	35,100	230,969
歳入合計		302,723	35,100	337,823

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		159,161	35,100	194,261
	1 下水道管理費	136,900	35,100	172,000
歳出合計		302,723	35,100	337,823

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰入金	195,869	35,100	230,969
	1	繰入金	195,869	35,100	230,969
		1 一般会計繰入金	195,869	35,100	230,969

節		説 明
区 分	金 額	
1	一般会計繰入金	35,100
		1 終末処理場災害復旧事業繰入金

(公共下水道事業特別会計)

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1 下水道事業費	159,161	35,100	194,261	35,100	
1 下水道管理費	136,900	35,100	172,000	35,100	
2 終末処理場管理費	92,089	35,100	127,189	繰入金 35,100	

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	600	1 安全・安心なまちづくり (1) 終末処理場災害復旧事業
12 委託料	12,000	10 消耗品費(災)
14 工事請負費	22,500	10 燃料費(災)
		12 整備・事業委託(災)
		14 工事請負費

議案第 1 1 号

令和 2 年度 美瑛町一般会計補正予算（第 4 号）について

令和 2 年度美瑛町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 7 5, 4 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 0 9 0, 8 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 2 年 6 月 1 8 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,663,551	114,286	1,777,837
	2 国庫補助金	1,348,602	114,286	1,462,888
15 道支出金		714,255	62,451	776,706
	2 道補助金	464,578	62,451	527,029
17 寄附金		1	20,015	20,016
	1 寄附金	1	20,015	20,016
18 繰入金		275,686	256,527	532,213
	1 繰入金	275,686	256,527	532,213
19 繰越金		71,373	42,532	113,905
	1 繰越金	71,373	42,532	113,905
20 諸収入		743,641	△50,411	693,230
	5 雑入	385,266	△50,411	334,855
21 町債		576,500	30,000	606,500
	1 町債	576,500	30,000	606,500
歳入合計		10,615,400	475,400	11,090,800

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		70,756	△768	69,988
	1 議 会 費	70,756	△768	69,988
2 総 務 費		2,654,113	32,700	2,686,813
	1 総務管理費	2,610,227	32,700	2,642,927
3 民 生 費		979,346	423	979,769
	2 児童福祉費	445,962	423	446,385
6 農林水産業費		903,941	92,484	996,425
	1 農 業 費	606,171	92,349	698,520
	2 耕 地 費	230,508	135	230,643
7 商 工 費		765,610	42,838	808,448
	1 商 工 費	590,047	42,800	632,847
	2 文化スポーツ振興費	175,563	38	175,601
8 土 木 費		1,103,985	195,117	1,299,102
	1 土木管理費	22,389	590	22,979
	4 都市計画費	431,528	194,527	626,055
10 教 育 費		479,904	92,591	572,495
	1 教育総務費	231,429	1,941	233,370
	2 小学校費	142,482	62,800	205,282
	3 中学校費	69,885	27,534	97,419
	4 社会教育費	36,108	316	36,424
12 諸支出金		533,411	20,015	553,426
	1 普通財産取得費	36,768	20,015	56,783
歳 出	合 計	10,615,400	475,400	11,090,800

第 2 表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	変更前				変更後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業 加工野菜冷凍施設整備事業債()	239,400 (0)	証書借入 又は証券 発行	3.0% 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	269,400 (30,000)	変更前に同じ	変更前に同じ	変更前に同じ
合 計	576,500				606,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
14		国庫支出金	1,663,551	114,286	1,777,837
	2	国庫補助金	1,348,602	114,286	1,462,888
	1	総務費補助金	1,071,753	93,651	1,165,404
	2	民生費補助金	22,625	323	22,948
	4	土木費補助金	250,655	266	250,921
	5	教育費補助金	1,426	20,046	21,472
15		道支出金	714,255	62,451	776,706
	2	道補助金	464,578	62,451	527,029
	4	農林水産業費補助金	419,783	62,451	482,234
17		寄 附 金	1	20,015	20,016
	1	寄 附 金	1	20,015	20,016
	1	寄 附 金	1	20,015	20,016
18		繰 入 金	275,686	256,527	532,213
	1	繰 入 金	275,686	256,527	532,213
	1	繰 入 金	275,686	256,527	532,213
19		繰 越 金	71,373	42,532	113,905
	1	繰 越 金	71,373	42,532	113,905
	1	繰 越 金	71,373	42,532	113,905
20		諸 収 入	743,641	△50,411	693,230
	5	雑 入	385,266	△50,411	334,855
	4	雑 入	385,263	△50,411	334,852
21		町 債	576,500	30,000	606,500
	1	町 債	576,500	30,000	606,500
	10	農林水産業債	0	30,000	30,000

節		金 額	説 明
区 分	金 額		
1	93,651	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	440
		2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	93,211
2	323	1 子ども・子育て支援事業費補助金	200
		2 保育対策総合支援事業費補助金	123
1	266	1 住環境整備事業交付金	
1	12,937	1 公立学校情報機器整備費補助金	
2	7,085	1 公立学校情報機器整備費補助金	
3	24	1 学校臨時休業対策費補助金	
1	62,349	1 畑作構造転換事業補助金	43,312
		2 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	19,037
2	102	1 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金	美瑛地区
1	20,015	1 寄附金	1,500
		2 まちづくり寄附金	18,515
1	256,527	1 公共施設等整備基金繰入金	194,527
		2 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金	62,000
1	42,532	1 前年度繰越金	
2	△50,411	1 北海道市町村備荒資金組合超過納付金	
1	30,000	1 農業債	
		(1) 過疎対策 加工野菜冷凍施設整備事業債	

(一般会計)

(歳 出)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
1					
1	議会費	70,756	△768	69,988	△768
1	議会費	70,756	△768	69,988	△768
1	議会費	70,756	△768	69,988	△768
2	総務費	2,654,113	32,700	2,686,813	440
1	総務管理費	2,610,227	32,700	2,642,927	440
1	職員給与費	1,138,834	△530	1,138,304	△530
2	一般管理費	63,536	9,740	73,276	9,740
6	情報管理費	61,989	440	62,429	国庫支出金 440
8	移住対策費	26,887	4,291	31,178	4,291
13	諸 費	1,071,084	18,759	1,089,843	18,759

(一般会計)

区 分	金 額	説 明	
		説 明	金額
3	△768	1 みんなで歩むまちづくり (1)議会運営事業 3 議員手当	△768 △768 (△768)
3	△530	1 みんなで歩むまちづくり (1)職員手当 3 職員手当等	△530 △530 (△530)
10	1,000	1 みんなで歩むまちづくり (1)一般管理事業	9,740 9,740
11	8,740	10 消耗品費(物) 11 通信運搬費(物)	(1,000) (8,740)
12	440	1 みんなで歩むまちづくり (1)社会保障・税番号制度システム整備事業 12 業務委託(物)	440 440 (440)
1	1,762	1 足腰の強い産業づくり (1)移住対策事業	4,291 2,209
3	141	1 会計年度任用職員報酬 3 会計年度任用職員手当	(1,762) (141)
4	306	4 会計年度任用職員社会保険料	(306)
		(2)テレワーク導入推進事業	2,082
10	358	10 消耗品費(物)	(49)
		10 燃料費(物)	(113)
11	378	10 光熱水費(物)	(196)
		11 通信運搬費(物)	(91)
12	742	11 手数料(物)	(287)
		12 業務委託(物)	(742)
17	604	17 備品購入費(物)	(604)
7	18,759	1 みんなで歩むまちづくり (1)まちづくり寄附管理事業 7 報償(物)	18,759 18,759 (18,759)

(歳出)

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
3		民生費	979,346	423	979,769	323	100	
	2	児童福祉費	445,962	423	446,385	323	100	
		1	児童福祉総務費	185,071	423	185,494	国庫支出金 323	100
6		農林水産業費	903,941	92,484	996,425	92,451	33	
	1	農業費	606,171	92,349	698,520	92,349		
		2	農業振興費	327,405	92,349	419,754	道支出金 62,349 地方債 30,000	
	2	耕地費	230,508	135	230,643	102	33	
		1	耕地整備費	209,297	135	209,432	道支出金 102	33
	7		商工費	765,610	42,838	808,448	42,800	38
1		商工費	590,047	42,800	632,847	42,800		
		2	商工業振興費	399,866	0	399,866	国庫支出金 93,211 諸収入 △93,211	
		3	観光費	127,486	42,800	170,286	諸収入 42,800	
2		文化スポーツ振興費	175,563	38	175,601		38	
3	町民センター費	31,325	38	31,363		38		

(一般会計)

節	区分	金額	説明	
			説明	金額
12	委託料	300	1 ともに支え合うまちづくり (1)児童手当支給事業	423 300
18	負担金補助及び交付金	123	12 業務委託(物) (2)緊急対策・保育対策総合支援事業	(300) 123
			18 補助金(補)	(123)
18	負担金補助及び交付金	92,349	1 足腰の強い産業づくり (1)畑作構造転換事業	92,349 43,312
			18 補助金(事)	(43,312)
			(2)加工野菜冷凍施設整備事業	30,000
			18 補助金(事)	(30,000)
			(3)強い農業・担い手づくり総合支援交付金	19,037
			18 補助金(事)	(19,037)
18	負担金補助及び交付金	135	1 足腰の強い産業づくり (1)国営造成施設管理体制整備促進関係事業	135 135
			18 補助金(事)	(135)
18	負担金補助及び交付金	42,800	1 足腰の強い産業づくり (1)びえいの観光応援事業	42,800 42,800
			18 補助金(補)	(42,800)
13	使用料及び賃借料	38	1 まちを動かす人づくり (1)町民センター管理運営事業	38 38
			13 賃借料(物)	(38)

(歳出)

(単位：千円)

8	1	1	土木費	1,103,985	195,117	1,299,102	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			土木管理費	22,389	590	22,979	266	324
		1	土木総務費	22,389	590	22,979	国庫支出金 266	324
		4	都市計画費	431,528	194,527	626,055	194,527	
		2	公共下水道費	230,969	194,527	425,496	繰入金 194,527	
10			教育費	479,904	92,591	572,495	82,046	10,545
	1		教育総務費	231,429	1,941	233,370	24	1,917
		2	事務局費	74,583	18	74,601		18
		3	学校給食費	87,325	1,923	89,248	国庫支出金 24	1,899
	2		小学校費	142,482	62,800	205,282	55,437	7,363
		1	学校管理費	99,737	14,813	114,550	繰入金 10,000	4,813
		2	教育振興費	42,745	47,987	90,732	国庫支出金 12,937 繰入金 32,500	2,550

(一般会計)

節		説明	金額
区分	金額		
18	負担金補助及び交付金	1 安全・安心なまちづくり (1)住環境整備費助成事業 18 補助金(補)	590 590 (590)
27	繰出金	1 安全・安心なまちづくり (1)公共下水道事業特別会計繰出金 27 繰出金	194,527 194,527 (194,527)
11	役務費	1 まちを動かす人づくり (1)教育委員会事務局管理事業 11 手数料(物)	18 18 (18)
14	工事請負費	1 まちを動かす人づくり (1)学校給食管理運営事業	1,890 1,923 (1,890)
21	補償補填及び賠償金	14 工事請負費 21 補償金(補)	33 (33)
7	報償費	1 まちを動かす人づくり (1)各小学校施設改修事業	543 3,861 (3,861)
12	委託料	14 改修工事(事) (2)小学校管理運営事業	10,409 10,952 (543)
14	工事請負費	7 報償(物) 12 業務委託(事)	3,861 (10,409)
11	役務費	1 まちを動かす人づくり (1)情報教育推進事業	402 2,150 (2,150)
12	委託料	13 使用料(物) (2)GIGAスクール情報端末整備事業	44,535 45,837 (402)
13	使用料及び賃借料	11 通信運搬費(事) 12 業務委託(事) 17 備品購入費(事)	2,150 (44,535) (900)
17	備品購入費		900

- 51 -

- 50 -

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源	一般財源	
3	中学校費	69,885	27,534	97,419	26,585	949
1	学校管理費	48,188	5,656	53,844	繰入金 5,000	656
2	教育振興費	21,697	21,878	43,575	国庫支出金 7,085 繰入金 14,500	293
4	社会教育費	36,108	316	36,424		316
3	図書館費	23,578	316	23,894		316
12	諸支出金	533,411	20,015	553,426	20,015	
1	普通財産取得費	36,768	20,015	56,783	20,015	
9	丘のまちびえいまちづくり基金費	0	20,015	20,015	寄附金 20,015	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
7	報 償 費	55	
12	委 託 料	5,104	
14	工事請負費	497	
11	役 務 費	161	
12	委 託 料	21,417	
17	備品購入費	300	
10	需 用 費	316	
24	積 立 金	20,015	
		1 まちを動かす人づくり (1)各中学校施設改修事業 14 工事請負費 (2)中学校管理運営事業 7 報償(物) 12 業務委託(事)	5,656 497 (497) 5,159 (55) (5,104)
		1 まちを動かす人づくり (1)GIGAスクール情報端末整備事業 11 通信運搬費(事) 12 業務委託(事) 17 備品購入費(事)	21,878 21,878 (161) (21,417) (300)
		1 まちを動かす人づくり (1)図書館管理運営事業 10 修繕料(物)	316 316 (316)
		1 みんなで歩むまちづくり (1)丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 24 積立金(積)	20,015 20,015 (20,015)

議案第 12 号

令和 2 年度 美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 2 年度美瑛町の老人保健施設事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 235 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 96,969 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 18 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 諸 収 入		50,006	235	50,241
	2 雑 入	1	235	236
歳 入 合 計		96,734	235	96,969

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 基金積立金		0	235	235
	1 基金積立金	0	235	235
歳 出 合 計		96,734	235	96,969

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		諸 収 入	50,006	235	50,241
	2	雑 入	1	235	236
		1 雑 入	1	235	236

節		説 明
区 分	金 額	
1 雑 入	235	1 施設運営事業利益納付金

(老人保健施設事業特別会計)

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3					
基金積立金	0	235	235	235	
1					
基金積立金	0	235	235	235	
1					
老人保健施設事業基金積立金	0	235	235	諸収入 235	

(老人保健施設事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	235	1 みんなで歩むまちづくり (1) 老人保健施設事業特別会計基金の運用管理事業 24 積立金(積)
		235 235 (235)

議案第13号

令和2年度 美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について

令和2年度美瑛町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ547,823千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		230,969	194,527	425,496
	1 繰入金	230,969	194,527	425,496
5 繰越金		1	6,562	6,563
	1 繰越金	1	6,562	6,563
6 諸収入		141	8,911	9,052
	4 雑入	5	8,911	8,916
歳入合計		337,823	210,000	547,823

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		194,261	210,000	404,261
	1 下水道管理費	172,000	210,000	382,000
歳出合計		337,823	210,000	547,823

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		繰入金	230,969	194,527	425,496
	1	繰入金	230,969	194,527	425,496
		1	一般会計繰入金	230,969	194,527
5		繰越金	1	6,562	6,563
	1	繰越金	1	6,562	6,563
		1	繰越金	1	6,562
6		諸収入	141	8,911	9,052
	4	雑入	5	8,911	8,916
		1	雑入	5	8,911

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1	一般会計繰入金	1 終末処理場災害復旧事業繰入金
1	繰越金	1 繰越金
1	雑入	1 その他雑入

(歳出)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		下水道事業費	194,261	210,000	404,261	194,527	15,473
	1	下水道管理費	172,000	210,000	382,000	194,527	15,473
	2	終末処理場管理費	127,189	210,000	337,189	繰入金 194,527	15,473

(公共下水道事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	210,000	1 安全・安心なまちづくり (1) 終末処理場災害復旧事業 12 整備・事業委託 (災)
		210,000
		210,000
		(210,000)

議案第14号

令和2年度 美瑛町水道事業会計補正予算（第2号）について

第1条 令和2年度美瑛町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度美瑛町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主な建設工事

（ウ）配水送水設備復旧工事 一式

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出		
	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 水道事業費用	320,419千円	2,500千円	322,919千円
第1項 営業費用	296,472千円	2,500千円	298,972千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額88,313千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額92,663千円」に、「過年度分損益勘定留保資金88,313千円」を「過年度分損益勘定留保資金92,663千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	支 出		
	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 資本的支出	122,963千円	4,350千円	127,313千円
第1項 建設改良費	71,059千円	4,350千円	75,409千円

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算説明

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明
1. 水道事業費用				320,419	2,500	322,919	
	1. 営業費用			296,472	2,500	298,972	
		2. 配水及び給水費			36,839	2,500	
			修 繕 費		24,552	2,500	

資 本 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明		
1. 資本的支出				122,963	4,350	127,313			
	1. 建設改良費			71,059	4,350	75,409			
		1. 配水及び給水 設備工事費			67,920	4,000		71,920	配水送水設備復旧工事
			工 事 請 負 費			66,020		4,000	70,020
		2. 固定資産購入費			3,139	350		3,489	
	量水器購入費			834	350	1,184			

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額92,663千円は、過年度分損益勘定留保資金92,663千円で補てんするものとする。)

議案第15号

令和2年度 美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）について

第1条 令和2年度美瑛町立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度美瑛町立病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 病院事業費用	1,222,900 千円	562 千円	1,223,462 千円
第1項 医業費用	1,201,338 千円	562 千円	1,201,900 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額108,832千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,621千円」に、「過年度分損益勘定留保資金108,832千円」を「過年度分損益勘定留保資金109,621千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	124,512 千円	789 千円	125,301 千円
第1項 建設改良費	18,491 千円	789 千円	19,280 千円

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算説明

収 益 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明		
1. 病院事業費用				1,222,900	562	1,223,462	オンライン診療実施に係る 院内配線修繕及び通信料の増		
	1. 医 業 費 用			1,201,338	562	1,201,900			
		3. 経 費			264,145	562		264,707	
			修 繕 費			8,629		354	8,983
			通 信 運 搬 費			1,298		208	1,506

資 本 的 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前の額	補正額	計	説 明	
1. 資本的支出				124,512	789	125,301	オンライン診療実施に係る P C等購入の増	
	1. 建設改良費			18,491	789	19,280		
		1. 資産購入費			4,411	789		5,200
			備 品 購 入 費			4,411		789

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,621千円は、過年度分損益勘定留保資金109,621千円で補てんするものとする。)

農業委員会委員の任命について

下記の者を美瑛町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

議案番号	住 所	氏 名	生年月日
議案第16号	美瑛町字赤羽	上 村 昌 規	昭和43年 2月16日生
議案第17号	美瑛町字藤野協成	打 田 佳 史	昭和38年 2月10日生
議案第18号	美瑛町字福富瑛進	有 富 友 昭	昭和50年 2月11日生
議案第19号	美瑛町字新星第4	大 場 男	昭和36年 2月 5日生

議案第20号	美瑛町字美沢早崎	平間初美	昭和34年 1月27日生
議案第21号	美瑛町字北瑛第3	只野透	昭和37年12月16日生
議案第22号	美瑛町字溜辺薬第3	成田敦志	昭和43年 7月28日生
議案第23号	美瑛町字新区画向上	森平敏文	昭和35年 6月29日生
議案第24号	美瑛町字旭第3	荒川博彦	昭和42年 2月12日生
議案第25号	美瑛町字朗根内	谷本憲一	昭和38年 2月 2日生
議案第26号	美瑛町字五稜第3	長谷川宏	昭和37年 4月28日生
議案第27号	美瑛町字置杵牛上精美	福家敏春	昭和29年 3月24日生
議案第28号	美瑛町字新区画向上	谷口学	昭和43年12月28日生
議案第29号	美瑛町字夕張	真田佳則	昭和39年10月16日生
議案第30号	美瑛町旭町1丁目5番1号	佐藤千代志	昭和33年10月30日生

議案第 3 1 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

下記辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第
3 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 8 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

辺地名 美沢・白金辺地

新	旧
<p>(別記様式)</p> <p>1. 辺地の概況 【略】</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路 ～ 町道美望ヶ原ビルケ線は、観光情報の発信施設である、道の駅びえい「白金ビルケ」と観光スポットである「青い池」を結ぶ重要な町道であるが、一部が作業用道路となっており、今現在交通道路となっていない状況である。近年の観光客の増加により、道道十勝岳温泉美瑛線では渋滞が頻発しており、地域住民の利便性が阻害されている。当該道路の整備により、町道美望ヶ原ビルケ線と道道十勝岳温泉美瑛線が接続されることとなるため、観光エリアとして発展し白金地区の地域振興・観光振興につながるほか、効率的な交通の流れを確保する。 <p>両泉橋が架かる町道白金美瑛支線を整備することにより、安定的な交通往来の確保等の機能向上を図り、維持コストの縮減の他、将来に渡って安全・安心な道路網と物流を確保する。</p> <p><u>町道美沢18線は、道道十勝岳温泉美瑛線から町道美沢3号線を通過し、町道第2号幹線と連結する道路であり、十勝岳火山噴火に伴う避難路及び生活路線を整備することで災害時に迅速な避難誘導が図られる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 橋 梁 【略】 施 設 【略】 	<p>(別記様式)</p> <p>1. 辺地の概況 【略】</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路 ～ 町道美望ヶ原ビルケ線は、観光情報の発信施設である、道の駅びえい「白金ビルケ」と観光スポットである「青い池」を結ぶ重要な町道であるが、一部が作業用道路となっており、今現在交通道路となっていない状況である。近年の観光客の増加により、道道十勝岳温泉美瑛線では渋滞が頻発しており、地域住民の利便性が阻害されている。当該道路の整備により、町道美望ヶ原ビルケ線と道道十勝岳温泉美瑛線が接続されることとなるため、観光エリアとして発展し白金地区の地域振興・観光振興につながるほか、効率的な交通の流れを確保する。 <p>両泉橋が架かる町道白金美瑛支線を整備することにより、安定的な交通往来の確保等の機能向上を図り、維持コストの縮減の他、将来に渡って安全・安心な道路網と物流を確保する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 橋 梁 【略】 施 設 【略】

(別紙)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

【辺地名：美沢・白金辺地】

新						旧					
3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から令和4年度までの5年間						3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から平成34年度までの5年間					
施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額	施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
道路 (美望ヶ原ビルヶ線道路整備事業ほか2事業)	美瑛町	564,000	226,460	337,540	320,500	道路 (美望ヶ原ビルヶ線道路整備事業ほか1事業)	美瑛町	394,000	118,000	276,000	262,100
橋梁 (両泉橋架換事業)	美瑛町	243,000	155,030	87,970	83,400	橋梁 (両泉橋架換事業)	美瑛町	243,000	155,030	87,970	83,400
施設 (白金エリア再構築事業ほか1事業)	美瑛町	396,037	12,822	383,215	374,100	施設 (白金エリア再構築事業ほか1事業)	美瑛町	396,037	12,822	383,215	374,100
合計		1,203,037	394,312	808,725	778,000	合計		1,033,037	285,852	747,185	719,600

(別紙)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

【辺地名：美沢・白金辺地】

新							旧						
(別紙様式) 3. 公共的施設の整備計画内訳 [辺地名：美沢・白金辺地]							(別紙様式) 3. 公共的施設の整備計画内訳 [辺地名：美沢・白金辺地]						
施設名	事業名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	施設名	事業名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源						特定財源	一般財源	
道路	美望ヶ原ビルケ線道路整備事業	美瑛町	379,000	118,000	261,000	247,900	道路	美望ヶ原ビルケ線道路整備事業	美瑛町	379,000	118,000	261,000	247,900
	白金美瑛支線道路整備事業	美瑛町	15,000	0	15,000	14,200		白金美瑛支線道路整備事業	美瑛町	15,000	0	15,000	14,200
	美沢18線道路整備事業	美瑛町	170,000	108,460	61,540	58,400							
	小計		564,000	226,460	337,540	320,500		小計		394,000	118,000	276,000	262,100
橋梁	両泉橋架換事業	美瑛町	243,000	155,030	87,970	83,400	橋梁	両泉橋架換事業	美瑛町	243,000	155,030	87,970	83,400

(別紙)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

【辺地名：美沢・白金辺地】

新							旧						
施設	白金エリア再構築事業	美瑛町	299,540	12,822	286,718	282,500	施設	白金エリア再構築事業	美瑛町	299,540	12,822	286,718	282,500
	美沢へき地保育所整備事業	美瑛町	96,497	0	96,497	91,600		美沢へき地保育所整備事業	美瑛町	96,497	0	96,497	91,600
	小計		396,037	12,822	383,215	374,100		小計		396,037	12,822	383,215	374,100
	合計		<u>1,203,037</u>	<u>394,312</u>	<u>808,725</u>	<u>778,000</u>		合計		<u>1,033,037</u>	<u>285,852</u>	<u>747,185</u>	<u>719,600</u>

議案第 3 2 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

下記辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、
辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第
3 条第 8 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 8 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

辺地名 新星辺地

(別紙)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

【辺地名：新星辺地】

新	旧
<p>(別記様式)</p> <p>1. 辺地の概況 【略】</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <ul style="list-style-type: none">道路 ～ 町道新星線は幅員が狭小であり、また路面の損傷が激しく地域住民の利便性が阻害されている。 当該道路の整備により、地域住民の利便性の向上と、白金エリアと美馬牛エリア等の周辺観光スポットとの円滑な地域内循環により、地域振興・観光振興につながるほか、効率的で安全な交通の流れを確保する。 <u>新星第1線は、新栄新星線と美馬牛新星線とを結ぶ未改良道路であり、降雨時や融雪期において悪路となるために、周辺住民や観光客等の安全安心な交通を確保しなくてはならず、併せて周辺の農業者の作業効率の向上にも寄与する。</u> <p>・施設 【略】</p>	<p>(別記様式)</p> <p>1. 辺地の概況 【略】</p> <p>2. 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <ul style="list-style-type: none">道路 ～ 町道新星線は幅員が狭小であり、また路面の損傷が激しく地域住民の利便性が阻害されている。 当該道路の整備により、地域住民の利便性の向上と、白金エリアと美馬牛エリア等の周辺観光スポットとの円滑な地域内循環により、地域振興・観光振興につながるほか、効率的で安全な交通の流れを確保する。 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>・施設 【略】</p>

(別紙)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

【辺地名：新星辺地】

新						旧					
3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から令和4年度までの5年間						3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から平成34年度までの5年間					
施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額	施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源					特定財源	一般財源	
道路 (新星線道路整備事業ほか1事業)	美瑛町	350,886	172,260	178,626	168,800	道路 (新星線道路整備事業 _____)	美瑛町	270,000	172,260	97,740	92,800
施設 (新星地区再構築事業)	美瑛町	220,000	110,000	110,000	104,500	施設 (新星地区再構築事業)	美瑛町	220,000	110,000	110,000	104,500
合計		570,886	282,260	288,626	273,300	合計		490,000	282,260	207,740	197,300

(別紙)

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

【辺地名：新星辺地】

新							旧						
(別紙様式) 3. 公共的施設の整備計画内訳 [辺地名： 新星辺地]							(別紙様式) 3. 公共的施設の整備計画内訳 [辺地名： 新星辺地]						
施設名	事業名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	施設名	事業名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源						特定財源	一般財源	
道路	新星線道路整備事業	美瑛町	270,000	172,260	97,740	92,800	道路	新星線道路整備事業	美瑛町	270,000	172,260	97,740	92,800
	新星第1線道路整備事業	美瑛町	80,886	0	80,886	76,000							
	小計		350,886	172,260	178,626	168,800							
施設	新星地区再構築事業	美瑛町	220,000	110,000	110,000	104,500	施設	新星地区再構築事業	美瑛町	220,000	110,000	110,000	104,500
合計			570,886	282,260	288,626	273,300	合計			490,000	282,260	207,740	197,300

議案第 33 号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 18 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

工事名	契約の方法	契約金額	契 約 先
美園村山線一号橋 架替工事(下部工)	指名競争入札 による落札	円 97,548,000	美瑛町栄町 4 丁目 4 番 13 号 浜塚建設工業 株式会社 代表取締役社長 濱塚 努

(参考資料)

工事内容	工 期	そ の 他
道路土工、構造物撤去 工、橋台工、法覆護岸工、 擁壁護岸工、仮設工、舗 装工、防護柵工 各一式	自 本契約の翌日 至 令和 3 年 3 月 10 日	入札指名業者名 1. 株式会社 清水組 2. 株式会社 第二工業 3. 株式会社 西森組 4. 浜塚建設工業 株式会社 5. フクハラ建運 株式会社 6. 株式会社 丸善建設 第 1 回目落札(落札率 97.8%)

報告第1号

令和元年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和元年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
3. 民生費	2. 児童福祉費	緊急対策・保育対策総合支援事業	2,500	2,500		国庫支出金 2,500	
		民生費計	2,500	2,500		2,500	
6. 農林水産業費	1. 農業費	強い農業づくり交付金事業	113,915	113,915		道支出金 113,915	
		農林水産業費計	113,915	113,915		113,915	
10. 教育費	2. 小学校費	明德小学校耐震改修事業	58,793	58,793		国庫支出金 25,000 地方債 29,300	4,493
		G I G Aスクールネットワーク整備事業	23,000	23,000		国庫支出金 10,000 地方債 11,500	1,500
	3. 中学校費	G I G Aスクールネットワーク整備事業	10,000	10,000		国庫支出金 3,500 地方債 5,000	1,500
		教育費計	91,793	91,793		84,300	7,493
合 計			208,208	208,208	0	200,715	7,493

報告第2号

美瑛町土地開発公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、美瑛町土地開発公社の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

令和元年度 事業報告書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

1 事業の概要

美瑛町土地開発公社は、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的に、昭和48年に設立して以来、公共用地等を計画的に整備・造成し、うるおいある豊かなまちづくりに貢献してまいりました。

令和元年度の事業としては、平成10年度に造成した「びばうし住宅団地」の分譲地4区画が未処分となっていることから、当該地のパンフレットについて、自然豊かな周辺環境などの魅力を伝えられるように更新し、また、令和元年6月から11月までに東京都、大阪府及び愛知県で開催された「北海道暮らしフェア2019」においてPR活動を行うなど販売促進に取り組みました。

令和元年度については、保有土地の売り払いには至りませんでした。次年度以降も引き続き販売促進に努めてまいります。

2 貸借対照表 (令和2年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		固定負債	
現金及び預金	6,816,735	長期借入金	10,234,600
事業未収金	888,846	負債の部合計	10,234,600
公有用地	19,211,091		
完成土地	18,272,968	資本の部	
		資本金	
		基本財産	3,000,000
		準備金	
		前期繰越準備金	32,184,986
		当期純損失	229,946
		資本の部合計	34,955,040
資産の部合計	45,189,640	負債・資本の部合計	45,189,640

3 財産目録（令和2年3月31日現在）

（単位：円）

資産の部

1. 流動資産

(1) 現金預金

ア 普通当座預金	北海道銀行美瑛支店	3,816,735	
イ 定期預金	北海道銀行美瑛支店	3,000,000	6,816,735

(2) 事業未収金	大町団地		888,846
-----------	------	--	---------

(3) 公有用地	美馬牛駅前広場		19,211,091
----------	---------	--	------------

(4) 完成土地	びばうし住宅団地		18,272,968
----------	----------	--	------------

資産合計 45,189,640

負債の部

1. 固定負債

(1) 長期借入金	美瑛町財政調整基金		10,234,600
-----------	-----------	--	------------

負債合計 10,234,600

純正味財産 34,955,040

4 損益計算書（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

（単位：円）

(1) 事業収益

①公有地取得事業収益		0
------------	--	---

(2) 事業原価

①公有地取得事業原価		0
------------	--	---

(3) 販売費及び一般管理費

①人件費	58,500	
------	--------	--

②経費	176,248	234,748
-----	---------	---------

事業損失 234,748

(4) 事業外収益			
①受取利息		302	
②雑収益		4,500	4,802
(5) 事業外費用			
①支払利息			0
		經常損失	229,946
		当期純損失	229,946

令和 2 年度事業計画及び収支計画
(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日)

1 事業計画

保有土地の管理、処分等により、地域コミュニティの振興等を図るため、「びぼうし住宅団地」の残分譲地 4 区画については、町で推進している移住・定住促進事業と併せて販売促進に努めます。

また、「美馬牛駅前広場」の宅地造成については、「びぼうし住宅団地」残分譲地 4 区画の販売状況や、地域の住宅状況等を踏まえながら整備を進め、うるおいある豊かなまちづくりに寄与してまいります。

2 収支計画

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 事業収入	5,016,000	土地売却収入
2 事業外収入	6,000	
(1) 利子収入	1,000	預金利息
(2) 雑収入	5,000	北電等電柱土地使用料
3 借入金	1,000	短期借入金
4 繰越金	6,816,000	
(1) 現金・預金	3,816,000	
(2) 基本財産	3,000,000	
計	11,839,000	

支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 事業費	6,000	
(1) 土地取得費	2,000	
(2) 土地造成費	4,000	宅地造成費
2 管理費	261,000	
(1) 事業管理費	101,000	保有地草刈
(2) 一般管理費	160,000	報酬、法人税
3 借入償還金	5,000,000	長期借入金
4 事業外支出	1,000	
5 繰越金	6,571,000	
(1) 現金・預金	3,571,000	
(2) 基本財産	3,000,000	
計	11,839,000	

報告第3号

有限会社美瑛物産公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社美瑛物産公社の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第15期営業報告書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

1 営業の概要

(1) 営業の経過及び成果、課題

(有)美瑛物産公社は、平成18年1月19日に設立され、美瑛町の地場産業の振興に寄与することを目的に、平成18年4月にオープンした物産販売施設「丘のくら」の運営を主に、観光情報の収集と提供、特産品等の研究開発及び製造、展示販売等を推進してきました。平成19年4月には道内97番目となる道の駅びえい「丘のくら」として再出発し、13年が経過した現在では、ホテルラヴニールやビ・エールカフェの運営に加え、道の駅びえい「白金ビルケ」や青い池にも売店をオープンし、販売拠点を拡大しております。

令和元年度の町内観光客入込数は、前年より16万人増の約242万人となり、当社全体が運営する施設への来店者も約2.6万人増加しておりますが、消費税率の引き上げや軽減税率制度の導入等の影響により、経営環境は一層厳しさを増しております。

売上高については、青い池売店での販売が好調であったことから、売上全体としては61,092千円の増額となりましたが、人件費等の固定経費の増加や新型コロナウイルス感染症の拡大により店舗の休業が余儀なくされたことが影響し、3,165千円の当期純損失となりました。

今後については、店舗の営業再開と同時に販売を強化するとともに、来店者が快適な時間を過ごしてもらえるよう社員全員で努力してまいります。さらに、本町にふさわしい魅力的な特産品の開発にも取り組み、より一層のサービスの向上を心がけて安定した経営を目指します。

(2) 営業成績及び財産の状況の推移

総売上高	319,740,595円
経常損失	3,005,071円
当期純損失	3,164,810円
総資産	26,939,687円

2 貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	26,939,687	流動負債	15,263,451
現金・預金	13,711,800	買掛金	5,272,348
売掛金	3,543,236	未払費用	5,570,354
棚卸し	8,995,993	預り金	1,694,349
未収金	65,258	未払法人税等	40,000
未収還付法人税等	623,400	未払消費税等	2,686,400
		資本金	11,676,236
		資本金	5,000,000
		利益剰余金	7,576,236
		自己株式	△900,000
資産の部合計	26,939,687	負債・資本の部合計	26,939,687

3 損益計算書（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

(単位：円)

(営業損益の部)

(1) 総売上高

飲食部門	24,019,438	
物販部門	48,876,616	
宿泊部門	85,373,169	
体験部門	4,312,570	
委託販売手数料	6,267,989	
施設使用料	212,223	
受託業務部門	11,380,000	
ネット販売部門	27,144	
ビ・エールカフェ	17,295,790	
白金ビルケ店	55,377,691	
青い池売店	<u>66,597,965</u>	319,740,595

(2) 売上原価			
期首棚卸高	5,911,503		
仕入高	130,805,693		
期末棚卸高	<u>8,750,987</u>	<u>127,966,209</u>	
売上総利益			191,774,386
(3) 販売費および一般管理費			
販売費	107,014,916		
一般管理費	<u>90,025,502</u>	<u>197,040,418</u>	<u>197,040,418</u>
営業損失			<u>5,266,032</u>
(営業外損益の部)			
(4) 営業外収益			
受取利息及び配当金	347		
その他雑収入	<u>2,260,614</u>	<u>2,260,961</u>	
営業外収益			<u>2,260,961</u>
経常損失			3,005,071
税引前当期損失			<u>3,005,071</u>
法人税及び住民税			<u>159,739</u>
当期純損失			<u>3,164,810</u>

4 財産目録

令和2年3月31日現在

(単位：円)

科目	金額	摘要
普通預金	9,980,228	北海道銀行美瑛支店
	867,306	旭川信用金庫美瑛支店
	363,265	J Aびえい
	156,477	住信SBIネット銀行(ヤフー)
現金	2,344,524	小口現金(釣り銭等)
計	13,711,800	

第16期事業計画及び収支計画

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1 事業計画

平成30年にオープンした道の駅びえい「白金ビルケ」に続き、昨年は青い池に新たに売店がオープンしたことにより、両店が全体の売り上げを押し上げる傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和元年度末から当社の経営は大きな影響を受けています。

第16期においては、観光客のニーズや行動の変化を見極めながら、地場産業の振興に寄与することを目的に、営業の核となる特産品販売施設を最大限にいかし、観光情報の収集と提供、展示販売、特産品の研究開発を推進します。また、丘のまちびえいDMOと連携した体験型観光の提供や町内2か所の道の駅を活用し、白金エリアと市街地の周遊を促進する取り組みを進めてまいります。

さらに、ホテルラヴニール及びレストランとビ・エールカフェへの誘客を図るため、ホームページにより積極的に情報を発信し、集客に努めるとともに相互の連携による収益増を目指します。

(2) 収支計画

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
1 営業収益	322,129,000	
(1) 飲食販売収益	137,022,000	食堂・軽食・飲み物等
(2) 物販販売収益	100,049,000	特産品展示販売
(3) 委託販売収益	13,573,000	委託販売手数料
(4) 宿泊料	60,350,000	ホテル宿泊料等
(5) 体験使用料	835,000	体験使用料
(6) 受託業務収益	10,300,000	指定管理委託料等
2 営業外収益	1,369,000	預金利息・自販機手数料他
収 入 合 計	323,498,000	

支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
1 営業費用	283,751,000	
(1) 仕入原価	123,166,000	飲食・物販・体験
(2) 一般管理費	62,600,000	修繕費、消耗品費、光熱水費他
(3) 販 売 費	97,985,000	人件費、リース料等
2 租税公課	9,150,000	消費税・法人事業税
支 出 合 計	292,901,000	

報告第4号

一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 1 期事業報告書

(平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで)

1 事業の概要

(1) 事業の経過及び成果

本機構は、設立から 1 0 年を迎え、以来、本町の基幹産業である農業の活性化を図るため、地域農業を担う人づくり、各種農業施策の推進と農業情報を一元化することにより、農業者の利便性と農業の生産性の向上を図り、地域農業の振興に寄与することを目的として、各事業に取り組んでまいりました。

担い手育成対策事業では、北海道農業公社等の各種支援事業を活用するとともに、美瑛町担い手総合推進事業による各種支援・助成事業を実施し、優れた担い手の確保・育成に取り組みました。また、町より指定管理を受けた農業担い手研修センターを活用し、より実践的で質の高い研修を行うなど新規就農者の育成に努めました。

土づくり対策事業では、農地の地力維持・保全のため、緑肥事業、堆肥運搬支援事業を実施したほか、土壌診断の蓄積データの活用など、農地の地力の維持向上に取り組みました。

農地流動化対策事業では、農業委員会等と連携し、農地売買支援事業等を活用しながら農地の利用集積を図ってまいりましたが、下半期からは美瑛町農業協同組合へ業務移管しました。

経営所得安定対策では、国の交付金事務の迅速な事業推進に努め、農業者の所得確保と農業経営の安定化を図りました。また、美瑛町農業再生協議会が申請主体となる国費補助事業として、産地全体の底上げを図る産地パワーアップ事業の計画策定及び承認後の事務を行いました。

町より指定管理を受けた農業技術研修センターでは、土壌診断や加工研修室の利用促進、温室・トマトハウスや町民農園の管理に取り組み、農業を通じた町民の交流と情報交換の場として活用を図ったほか、農業技術実証展示圃運営協議会を通じた農作物の研究試験栽培を行うなど、本町の農業振興の拠点施設として運営管理を行いました。

このほか、地域の共同活動を支援する広域環境保全協議会やレストランビブレをはじめとした体験交流施設の運営を行う北瑛小麦の丘運営協議会の各事務局、アライグマ被害対策支援等の事業に取り組みました。

(2) 事業成績及び財産の状況の推移

経常収益	125,227,511円
経常費用	125,616,703円
当期正味財産増減額	△389,192円
正味財産期首残高	4,694,189円
正味財産期末残高	4,304,997円

2 貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,051,758	流動負債	3,746,761
現金・預金	7,743,543	未払金	3,342,789
未収金	80,265	預り金	403,972
立替金	227,950		
		正味財産	4,304,997
		正味財産	4,304,997
資産の部合計	8,051,758	負債・正味財産の部合計	8,051,758

3 財産目録

令和2年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
普通預金	7,743,543	美瑛町農業協同組合本所
計	7,743,543	

4 正味財産増減計算書（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

（単位：円）

科 目	金 額
1 経常収益	
（1）基本財産運用益	184
（2）事業収益	48,258,998
（3）受取負担金	36,352,898
（4）受取補助金	40,337,459
（5）雑収益	227,972
経常収益計	125,227,511
2 経常費用	
（1）運営費	43,006,087
（2）担い手育成対策事業	16,916,835
（3）土づくり対策事業	44,745,571
（4）指定管理事業	18,811,585
（5）農業振興総合対策事業	2,136,625
経常費用計	125,616,703
当期経常増減額	△389,192
3 経常外収益	
（1）経常外収益	0
経常外収益計	0
4 経常外費用	
（1）経常外費用	0
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期正味財産増減額	△389,192
正味財産期首残高	4,694,189
正味財産期末残高	4,304,997

第 1 2 期事業計画及び収支計画

(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで)

1 事業計画

地域農業を担う人づくりと地域農業の振興に寄与することを目的に、関係機関との連携を図り、担い手育成対策、土づくり対策、各種国庫補助事業の計画策定、経営所得安定対策を行う農業再生協議会等の事務局、アライグマ被害対策支援並びに農業技術研修センター及び農業担い手研修センターの指定管理など、農業振興に資する各事業を実施してまいります。

2 収支計画

収 入

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 基本財産運用収入	1,000	基本財産利息
2 負担金収入	43,180,000	
(1) 町負担金	22,185,000	
(2) 農協負担金	20,995,000	
3 補助金収入	59,505,000	中山間補助金
4 事業収入	49,985,000	堆肥運搬支援事業、受託事業等
5 雑収入	204,000	
6 繰越金	1,000,000	
計	153,875,000	

支 出

(単位：円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 運営費	48,602,000	給料、賃金、賃借料等
2 事業費	104,273,000	
(1) 担い手育成対策事業	27,074,000	担い手育成支援等
(2) 土づくり対策事業	57,036,000	緑肥、堆肥運搬支援等
(3) 農業振興総合対策事業	4,159,000	アライグマ被害対策等
(4) 指定管理事業	16,004,000	農業技術研修センター等指定管理
3 予備費	1,000,000	
計	153,875,000	

報告第5号

一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月18日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第8期事業報告

(平成31年4月1日から令和2年3月31日)

1 事業の概況

(1) 事業の経過及び成果

当法人は、本町の農林業、商工業、観光業が相互に連携したまちづくりの主体として、各種事業の推進によってまちづくりの振興に寄与することを目的に設立されました。令和元年度においては、丘のまちびえい活性化協会の基本的な方針である「第2次丘のまちびえい活性化プラン」に基づき、関係機関やまちづくり団体と包括的に協議しながら、各種事業を実施しました。

DMO事業では、「美瑛町観光マスタープラン」に基づき、行政、農業、観光関係者、交通事業者等が連携するための「丘のまちびえいDMO戦略協議会」を設置して、観光客の満足度向上と地域経済の発展、住民幸福度の向上を目指した包括的な観光まちづくりを推進し、各種事業の実施に当たっては、留学生インターンの受け入れや外国人スタッフの採用などにより、インバウンドを迎える体制を強化しました。

体験型観光商品の開発では、CRM（顧客関係管理）事業で得た観光客のアンケート情報を分析し、新たにプライベートツアーの提供や観光ガイドの認定制度の運用を行いました。体験型観光商品の販売においては、個人客向けにネット販売体制を構築し、CRM事業で獲得した顧客へのメールマガジン発行やSNSでの情報発信を積極的に行い、売上高は前年比260パーセント増の約450万円となりました。また、課題である農地への立ち入り等による観光マナー違反の状況を把握するための窓口を設置し、町民や観光客などから33件の情報が寄せられ、個別の注意喚起を行うなど、観光マナーの向上を図るための啓発活動を展開しました。

美瑛ブランディング事業では新たに2品目を「ビエイティフル」に認定し、ふるさと納税の返礼品として使用したほか、東京のアンテナショップでの販売などによって地場製品のブランド力向上に努めました。

定住促進事業では、美瑛町空き家情報バンクの運営及び、町内に新たに住宅を取得した方に対して費用の一部を助成する、美瑛町定住住宅取得助成事業により移住及び定住の促進を図り、41件2,458万円の助成を行いま

した。

美瑛町活性化交流施設ビ・エールの指定管理者としては、町民が主体となったギャラリー展示や誰もが訪れやすい魅力的な空間づくりを進めました。が、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、年間利用者数は前年から7千人減の13万人となりました。また、道の駅びえい「白金ビルケ」の指定管理者として、施設の適切な運営管理に努めるとともに、着地型観光につながるアクティビティの提供等、道の駅としての魅力を高める取り組みを進めました。が、同じく新型コロナウイルス感染症の影響によって、年間利用者数は前年から3万人減の約55万7千人となりました。

(2) 事業成績及び財産の状況の推移

経常収益	146,194,842 円
経常費用	135,423,811 円
当期正味財産増減額	9,609,725 円
正味財産期首残高	11,391,062 円
正味財産期末残高	21,000,787 円

2 貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：円)

資産の部		負債・正味財産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	38,674,037	流動負債	17,673,250
現金・預金	1,505,317	未払金	16,886,761
未収金	37,168,720	未払法人税	80,000
		預り金	306,489
		仮受金	100,000
		敷金	300,000
		正味財産	21,000,787
		正味財産	21,000,787
資産の部合計	38,674,037	負債・正味財産の部合計	38,674,037

3 財産目録

令和2年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	摘 要
普 通 預 金	838,796	美瑛町農業協同組合本所
	361,735	旭川信用金庫美瑛支店
	194,786	北海道銀行美瑛支店
現 金	110,000	小口現金（釣り銭等）
計	1,505,317	

4 正味財産増減計算書（平成31年4月1日から令和2年3月31日）

(単位：円)

科 目	金 額
1 経常収益	
（1）基本財産運用収入	176
（2）補助金収入	105,596,000
（3）負担金収入	32,601,000
（4）使用料収入	1,959,987
（5）売上収入	17,496
（6）事業収入	4,463,231
（7）雑収入	1,556,952
経常収益計	146,194,842
2 経常費用	
（1）運営費	24,147,700
（2）産業振興研修助成事業	899,000
（3）DMO推進事業	34,494,618
（4）国際観光交流推進事業	643,498
（5）CRM事業	5,929,713
（6）体験観光推進事業	2,875,606
（7）モデルショップ事業	626,362

(8) 美瑛ブランディング事業	5,434,624
(9) 定住促進事業	24,580,000
(10) 丘のまち交流館管理運営事業	21,524,986
(11) 白金観光拠点施設運営事業	14,267,704
経常費用計	135,423,811
当期経常増減額	10,771,031
3 経常外収益	
(1) 経常外収益	0
経常外収益計	0
4 経常外費用	
(1) 経常外費用	1,081,306
経常外費用計	1,081,306
当期経常外増減額	△1,081,306
税引前当期一般正味財産増減額	9,689,725
法人税、住民税及び事業税	80,000
当期正味財産増減額	9,609,725
正味財産期首残高	11,391,062
正味財産期末残高	21,000,787

第9期事業計画及び収支計画

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

1 事業計画

本年度は、本町のDMOを推進する上での指針である「美瑛町観光マスタープラン」及び「第2次丘のまちびえい活性化プラン」に基づき、引き続き産業連携による今後のまちづくりに向け、関係機関やまちづくり団体と包括的に協議しながら各種事業を実施します。

DMO事業では、「持続可能な『日本で最も美しい村』観光地マネジメント」を目標に掲げ、農業と観光の共生、住民と観光客の共生を目指し、観光客の満足度向上と地域経済の発展、住民幸福度の向上を図るため、地域DMOとして観光まちづくりを進めるとともに、観光業や商工業に関連する組織の連携を強化し、効率的な事業を展開することを目的とした「新・まちづくり会社」の設立に向けた検討を進めてまいります。

丘のまち交流館管理運営事業では、美瑛町活性化交流施設ビ・エールのギャラリー展示や各種交流事業を推進し、魅力ある交流施設の運営を行います。また、白金観光拠点施設運営事業においては、道の駅びえい「白金ビルケ」のガイドデスクを活用し、青い池や白金温泉等を訪れる観光客に対して体験型観光を提供することで、道の駅としての魅力を高めてまいります。

2 収支計画

収入

(単位:円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 基本財産運用収入	3,000	基本財産利息
2 補助金収入	89,271,000	町補助金、国補助金
3 負担金収入	34,831,000	指定管理料
4 使用料収入	3,010,000	施設使用料等
5 事業収入	4,535,000	DMO事業収入
6 雑収入	1,276,000	光熱水費等
計	132,926,000	

支 出

(単位:円)

科 目	予 算 額	摘 要
1 運営費	28,437,000	人件費、賃借料他
2 事業費	104,459,000	
(1) 産業振興研修助成事業	3,000,000	
(2) DMO推進事業	55,768,000	CRM事業等
(3) 美瑛ブランディング事業	7,100,000	アンテナショップ、ビ エイティフル等
(4) 活性化交流施設運営事業	23,628,000	ビ・エール施設管理運 営
(5) 白金観光拠点施設運営事業	14,963,000	道の駅びえい「白金ビ ルケ」管理運営
3 予備費	30,000	
計	132,926,000	

意見書案第3号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める 意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和2年6月19日

提出者	議員	八	木	幹	男
賛成者	議員	保	田		仁
賛成者	議員	高	田	紀	子

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める 意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、本町をはじめ道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
2. 間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年6月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
文部科学大臣 殿
農林水産大臣 殿
経済産業大臣 殿
国土交通大臣 殿
環境大臣 殿
復興大臣 殿

意見書案第4号

新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和2年6月19日

提出者	議員	野村祐司
賛成者	議員	大坪正明
賛成者	議員	山本賢一

新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書

我が国の農業は、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農畜産物の国境措置が脆弱化し、外国産との市場競争に晒され、農業者は生産と価格の面で厳しい環境下に置かれている。さらに、近年では頻発する自然災害での影響や、新型コロナウイルス感染症が発生し、様々なリスクが浮き彫りとなっており、特に不測時における医・食をはじめとした生活物資不足への対応が課題となっている。こうした中、地域においては人・物・情報が滞っており、一層経済が疲弊し不安が高まっていることから、今後の地域再生に向けた取り組みが急務となっている。

一方、政府が今年3月に新たに策定した、今後10年間の農政の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の推進にあたっては、同基本法での「食料の安定供給」「多面的機能の発揮」「農業の持続的発展」「農村の振興」の理念のもと、食料自給率の向上・食料安全保障を確立し、地域社会の維持・存続を図る地域政策が重要となっており、産業政策との車の両輪として実効性ある具体的な施策が求められている。

については、新型コロナウイルス感染症によって地域経済・社会が甚大な影響を被っていることから万全な対策を図るとともに、一次産業を含めた農村地域の一層の振興を図るべく、下記のとおり要望します。

記

1. 農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の医療・福祉・教育・雇用・情報通信などについての十分な政策支援を講じること。

また、基幹産業である農業への政策として、農地の維持など日本型直接支払いの拡充・強化や地域社会の維持・活性化に繋がる新たな政策支援を講じること。

2. 食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率目標（カロリーベース45%）が確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めをかけるとともに、国内農業の生産並びに農村振興の強化など具体的な施策を講じること。

また、国内農畜産物の再生産に向けた農業経営の安定化・所得補償の充実を図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講じること。

3. 家族農業や農業法人など多様な農業が共存できる地域政策の充実を図り、次世代を担う新規就農者や後継者などの育成・確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年6月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
総務大臣 殿
文部科学大臣 殿
厚生労働大臣 殿
農林水産大臣 殿

意見書案第5号

2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和2年6月19日

提出者	議員	保	田	仁
賛成者	議員	高	田	紀子
賛成者	議員	山	本	賢一

2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書

いま地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している新型コロナウイルス感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症に対しては、国の緊急事態宣言が出されるなど全国的に猛威を振るっており、いまだ収束の目処は見通せないどころか長期化が予想される状況になっています。このため、各自治体では住民の命と生活を守るために感染拡大防止対策や地域経済対策、雇用対策など様々な対策が取られています。

地方の財源対応の基本的な方向性については、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は6兆3千4百31億8千万円、前年比1.0パーセント増と、過去最高の水準となりました。

しかし、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめ、新型コロナウイルス感染にかかる継続的な対策を必要とする地方の財政需要に対応するためには、更なる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度補正予算及び2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の配分にあたっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策を実行できるように配慮すること。
2. さらに、各自治体の実情に応じた実効性ある対策が講じられるよう、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象とするとともに、柔軟に活用できる自由度の高い制度とすること。
3. 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、地域に必要な医療・介護・福祉提供体制を整備するための措置を確実に講じること。
4. 社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。
5. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
6. 会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、本来の法の趣旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保すること。
7. 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（トップランナー方式）」は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止に向け検討すること。

8. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。
9. 森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
10. 地域間の財源の偏在性是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。
11. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
12. 2020年度の地方財政計画では、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年6月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

経済産業大臣 殿

内閣府特命担当大臣（地方創生・規制改革担当） 殿

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 殿

意見書案第6号

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和2年6月19日

提出者 議員 高田 紀子
賛成者 議員 保田 仁
賛成者 議員 山本 賢一

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文部科学省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」（2026年度までの改善予定数18,910人）として、2020年度分として4,235人増の要求を行いました。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、教職員定数増3,726人（加配定数3,411人、基礎定数315人）となり、教職員配置の見直し2,000人減を除いた改善数は1,726人の定数増にとどまりました。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。そのためには、中央教育審議会特別部会の「答申」などによる業務量の抜本的削減を蔑ろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直しとともに、すべての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる、基礎定数法改善による「第8次教職員定数改善計画」の策定や、「30人以下学級」など少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」を具現化することが必要です。

2017年9月に厚生労働省が発表した2016年の「国民生活基礎調査」では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9パーセント、ひとり親世帯は50.8パーセントと、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあります。また、2019年3月、文部科学省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で15.23パーセントと7人に1人、北海道においては全国で8番目に高い21.04パーセントと5人に1人が補助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にあります。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう求めます。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元すること。
2. 「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護

教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。

3. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
4. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。
5. 高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年6月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革担当） 殿

意見書案第7号

2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について

上記について、美瑛町議会会議規則第14条の規定により下記のとおり意見書を提出します。

令和2年6月19日

提出者	議員	山本賢一
賛成者	議員	保田仁
賛成者	議員	高田紀子

2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収200万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも41.5万人と、給与所得者の24.3パーセントに達しています。また、道内の全労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、51万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2019において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」としています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を6年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2020年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」という目標を掲げた「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額994円）を下回らない水準に改善すること。
3. 厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年6月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観

北海道労働局長 殿

北海道地方最低賃金審議会長 殿

令和2年6月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

総務文教常任委員会委員長 大坪正明

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 総務課の所管に関する事。
(2) まちづくり推進課の所管に関する事。
(3) 税務課の所管に関する事。
(4) 住民生活課の所管に関する事。
(5) 保健福祉課の所管に関する事。
(6) 教育委員会の所管に関する事。
(7) 選挙管理委員会の所管に関する事。
(8) 監査委員の所管に関する事。
(9) 病院事業に関する事。
(10) 総務文教に関する事。
(11) 他の常任委員会に属さない事務 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和2年6月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

令和2年6月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

産業経済常任委員会委員長 野村祐司

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第2項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 商工観光交流課の所管に関する事。
(2) 文化スポーツ課の所管に関する事。
(3) 農林課の所管に関する事。
(4) 建設水道課の所管に関する事。
(5) 農業委員会の所管に関する事。
(6) 産業経済に関する事。 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和2年6月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |

令和2年6月19日

美瑛町議会議長 佐藤晴観様

議会運営委員会委員長 桑谷 覺

所管事務調査の申し出について

地方自治法第109条第3項の規定による所管事務調査を次のとおり行いたいので、美瑛町議会会議規則第73条第2項の規定により申し出ます。

なお、美瑛町議会会議規則第74条の規定による委員派遣の承認並びに同規則第75条の規定による閉会中の継続調査の承認を得るようお取り計らい願います。

記

- | | |
|---------|--|
| 1 調査事項 | (1) 議会の運営等に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等
(3) 議長の諮問に関する事項
(4) 専決処分の委任に関する事項 |
| 2 調査目的 | 本調査を実施し、議案等の審査に資するものとする。 |
| 3 調査方法 | 説明聴取、書類による調査、現地調査、委員の派遣 |
| 4 調査期間 | 令和2年6月定例議会から次期定例議会まで |
| 5 委員派遣先 | 町内・道内・道外 |